

令和8年2月24日宣告

令和6年（わ）第875号、第931号、第994号、令和7年（わ）第91号、
第175号

被告人に対する覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反被告事件について、当裁判所は、検察官松本滋陽及び同林正章並びに国選弁護人白諾貝（主任）及び同高橋健太各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役7年6月及び罰金250万円に処する。

未決勾留日数中330日をもその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、1万円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

札幌地方検察庁で保管中の大麻を含有する植物片5袋（令和7年領第356号符号1-1、9-1、10-1、11-1、12-1）、覚醒剤4袋（同号符号3-1、4-1、5-1、13-1）及び麻薬であるN, α -ジメチル-3, 4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン（別名MDMA）を含有する灰色結晶粉末1袋（同号符号6-1）を没収する。

被告人から845万5000円を追徴する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、

第1（令和7年5月30日付け訴因、罪名及び罰条変更請求書記載の公訴事実）

- 1 (1) 営利の目的で、みだりに、令和6年5月23日、札幌市（住所省略）路上において、Aに対し、覚醒剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの白色結晶粉末約1.577グラム及び大麻を含有する植物片約0.59グラムを代金6万円で譲り渡し
 - (2) 営利の目的で、みだりに、同年8月15日、札幌市（住所省略）路上において、Bに対し、覚醒剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する結晶約0.8グラムを代金2万5000円の約束で譲り渡し
 - (3) 覚醒剤をみだりに譲り渡す意思をもって、同年9月27日午後7時59分頃、札幌市（住所省略）路上において、Cに対し、覚醒剤様のもの約1グラムを覚醒剤として代金1万5000円で譲り渡し
 - (4) 大麻をみだりに譲り渡す意思をもって
 - ア 同年10月5日午後6時24分頃から同日午後6時25分頃までの間に、札幌市（住所省略）a店駐車場内において、Dに対し、大麻様のもの約10グラムを大麻として代金3万円で譲り渡し
 - イ 同月10日午後7時33分頃から同日午後7時34分頃までの間に、札幌市（住所省略）bビル内において、Eに対し、大麻様のもの約5グラムを大麻として代金1万5000円で譲り渡し
- たほか、令和4年12月23日頃から令和6年10月13日頃までの間、北海道内において、多数回にわたり、前記Aほか多数人に対し、覚醒剤又は大麻をみだりに譲り渡す意思をもって、覚醒剤様のものを覚醒剤として、大麻様のものを大麻として有償で譲り渡し、もって覚醒剤及び大麻を譲り渡す行為と、薬物犯罪を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業とし
- 2 営利の目的で、みだりに、同日、前記bビル共同通路において、覚醒剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する白色結晶粉末約0.912グラム（令和7年領第356号符号13-1はその鑑定残量）を所持し

3 同日、前記 b ビル c 号室当時の被告人方において

- (1) 営利の目的で、みだりに、覚醒剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する白色結晶約 8.682 グラム（令和 7 年領第 356 号符号 3-1、4-1 はその鑑定残量）及び大麻を含有する植物片約 715.9 グラム（同号符号 1-1、9-1、10-1、11-1、12-1 はその鑑定残量）を所持し
- (2) みだりに、覚醒剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する白色結晶粉末約 0.797 グラム（令和 7 年領第 356 号符号 5-1 はその鑑定残量）及び麻薬である N, α -ジメチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン（別名 MDMA）を含有する灰色結晶粉末約 0.325 グラム（同号符号 6-1 はその鑑定残量）を所持し

第 2（令和 7 年 3 月 17 日付け起訴状記載の公訴事実）

法定の除外事由がないのに、令和 6 年 10 月 11 日頃、前記当時の被告人方において、覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類若干量を含有する水溶液を自己の身体に注射した。

（累犯前科）

1 事実

平成 24 年 3 月 12 日札幌地方裁判所宣告

盗品等処分あっせん、覚せい剤取締法違反、有印私文書偽造、偽造有印私文書行使、詐欺、大麻取締法違反の罪により懲役 7 年 6 月及び罰金 140 万円

令和元年 7 月 13 日その懲役刑の執行終了

2 証拠

前科調書（乙 7）

（法令の適用）

罰 条

判示第 1 の 1 の行為

令和 5 年法律第 84 号附則 8 条により同法

による改正前の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「旧麻薬特例法」という。）5条2号、令和4年法律第68号（以下「整理法」という。）441条1項により同法による改正前の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律5条4号、8条2項、整理法441条1項により同法による改正前の覚醒剤取締法（以下「旧覚醒剤取締法」という。）41条の2第2項、1項、令和5年法律第84号附則8条により同法による改正前的大麻取締法（以下「旧大麻取締法」という。）24条の2第2項、1項

判示第1の2の行為

旧覚醒剤取締法41条の2第2項、1項

判示第1の3(1)の行為

覚醒剤営利目的所持の点

旧覚醒剤取締法41条の2第2項、1項

大麻営利目的所持の点

旧大麻取締法24条の2第2項、1項

判示第1の2及び第1の3(1)の各行為は、いずれも判示第1の1の行為に付随して行われたものであるから、以上を包括して旧麻薬特例法5条の罪が成立する。

判示第1の3(2)の行為

覚醒剤所持の点	旧覚醒剤取締法41条の2第1項
麻薬所持の点	令和5年法律第84号附則8条により同法による改正前の麻薬及び向精神薬取締法66条1項
判示第2の行為	旧覚醒剤取締法41条の3第1項1号、19条
科刑上一罪の処理	
判示第1の罪	刑法54条1項前段、10条（ただし、同条1項は令和4年法律第67号2条による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。））（判示第1の1の罪により包括評価される判示第1の3(1)の覚醒剤営利目的所持及び大麻営利目的所持と判示第1の3(2)の覚醒剤所持及び麻薬所持は、1個の行為が2個以上の罪名に触れる場合であるから、結局以上を1罪として最も重い旧麻薬特例法違反の罪の刑で処断）
刑種の選択	
判示第1の罪	有期懲役刑及び罰金刑を選択
累犯加重	
判示第1の罪	懲役刑につき旧刑法56条1項、57条（前記の前科があるので旧刑法14条2項の制限内で再犯の加重）
併合罪の処理	懲役刑につき旧刑法45条前段、47条本文、刑法10条（ただし、同条1項は旧刑法）（重

未決勾留日数の算入
労 役 場 留 置
没 収

い判示第1の罪の刑に旧刑法14条2項の制限内で法定の加重)
刑法21条(懲役刑に算入)
刑法18条(1万円を1日に換算)

札幌地方検察庁で保管中の覚醒剤1袋(令和7年領第356号符号13-1)
覚醒剤取締法41条の8第1項本文(判示第1の2の罪に係る覚醒剤で犯人の所持するもの)

札幌地方検察庁で保管中の覚醒剤2袋(同号符号3-1及び4-1)
覚醒剤取締法41条の8第1項本文(判示第1の3(1)の罪に係る覚醒剤で犯人の所持するもの)

札幌地方検察庁で保管中の大麻を含有する植物片5袋(同号符号1-1、9-1、10-1、11-1及び12-1)
旧大麻取締法24条の5第1項本文(判示第1の3(1)の罪に係る大麻で犯人の所持するもの)

札幌地方検察庁で保管中の覚醒剤1袋(同号符号5-1)
覚醒剤取締法41条の8第1項本文(判示第1の3(2)の罪に係る覚醒剤で犯人の所持するもの)

札幌地方検察庁で保管中の麻薬であるN, α -ジメチル-3, 4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)を含有する灰色結晶粉末1袋(同号符号6-1)

麻薬及び向精神薬取締法69条の3第1項

本文（判示第1の3(2)の罪に係る麻薬で犯人の所持するもの）

なお、判示第1の1(1)に係る覚醒剤は、Aに対する裁判において没収する旨の判決が言い渡され、同判決が確定したことが認められるから、本件においては没収の言渡しはしないこととする。また、判示第1の1(2)に係る覚醒剤は、既に費消され、没収することができない。

追 徴

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律13条1項前段、11条1項1号（判示第1の1の犯行により被告人が得た薬物犯罪収益845万5000円は、既に費消されているか、薬物犯罪収益以外の財産と混和したが、当該混和財産のうち薬物犯罪収益に相当する部分を特定できず、没収することができない。）

訴 訟 費 用

刑訴法181条1項本文（負担）

（量刑の理由）

被告人は、約1年10か月の間に、多数回にわたり、覚醒剤等の密売を繰り返し（判示第1の1）、約845万円という多額の薬物犯罪収益を得たもので、密売の一環として営利目的で所持していた覚醒剤及び大麻（判示第1の2及び3(1)）の量も少なくないことに照らすと、規制薬物の害悪を社会内に拡散させた程度は大きく、その危険も高かったといえる。

被告人は、覚醒剤の営利目的所持を含む罪により長期間服役したにもかかわらず、その刑執行終了後約3年半で、金銭欲しさから安易に規制薬物の密売に手を染め、覚醒剤の自己使用（判示第2）や自己使用目的等による覚醒剤及びMDMAの所持（判示第1の3(2)）にも及んでいるのであって、薬物犯罪に対する遵法意識は希薄というほかに、厳しい非難に値する。

以上の事情を前提に、同種事案の量刑傾向を踏まえると、本件は相当期間の実刑

に処すべき事案といえる。

その上で、被告人が、全ての事実を認めて、密売状況について具体的に供述するとともに、規制薬物との関わりを断つ方策を自分なりに検討するなどして、反省の態度と更生の意欲を示していることや、仕事や生活の側面から、社会復帰後の被告人の更生を支援する者が存在することなど、被告人のために酌むことができる一般情状も考慮すると、被告人に対しては、主文の懲役刑を科すとともに、規制薬物等の密売が経済的に引き合わないことを感銘付けるため、主文の罰金刑を併科するのが相当と判断した。

(求刑 懲役10年及び罰金300万円、主文同旨の没収及び追徴)

令和8年3月5日

札幌地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 吉 戒 純 一

裁判官 藤 井 俊 彦

裁判官 木 下 颯